

佐賀の乱拾遺

岩村等

目次

- 一 はじめに――佐賀の乱とは――
- 二 佐賀の乱の背景と乱に対する政府の対応
 - (一) 亂前夜の佐賀における地域事情
 - (二) 亂の勃発と政府の対応
- 三 亂後の処理をめぐる「司法上の問題点」について
 - (一) 「佐賀裁判所」について
 - (二) 「委任状」について
 - (三) 裁判と処刑をめぐる問題点
- 四 むすび

一 はじめに——佐賀の乱とは——

佐賀の乱とは、一八七三（明治六）年一〇月の征韓論による政変で下野した江藤新平を擁して、征韓・憂国両党に結集する旧佐賀藩の士族が、一八七四（明治七）年春に引き起こした大規模な反政府の士族反乱である。乱の経過を概略すると、一八七四年一月一六日の征韓党による旧藩校弘道館の占拠、あるいは、二月一日の憂国党による小野組佐賀出張所への襲撃に象徴される佐賀県士族の不穏な動きに対し、明治政府は早期鎮圧の方針をとつた。これにともない、参議兼内務卿大久保利通が九州出張を命ぜられ、また、佐賀県権令岩村通俊が更迭され、岩村高俊が新たに任命されていたが、二月一五日、岩村は、熊本鎮台兵を率いて県庁のある佐賀城に入った。一六日朝未明、征韓・憂国の両党が佐賀城を攻撃して戦端が切られた。二月一九日、太政官は征韓・憂国両党に結集する佐賀県士族を賊徒と認定して、これを鎮压することを宣言し、二〇日から政府軍による攻撃を開始、本格的な戦闘となつた。戦闘は、二二日の朝日山の戦闘に始まるそれぞれの戦闘で政府軍が勝利、三月一日には佐賀城に入つて、乱は鎮圧された。戦闘終了後、征韓党の首領である江藤新平と憂国党の首領である島義勇の兩人は、それぞれの幹部らとともに逃走したが、やがて捕縛され、四月一二日早朝判決申渡しの上、江藤と島は梶首（正式には梶示の刑）、その他の幹部は斬罪に処せられた。

本論では、佐賀の乱に関係する事項のうち、まず、政府軍の展開に際して採用された非常的措置を含む政府による対応の実態を明らかにしたい。次に、乱の事後処理にあたつて佐賀に裁判所が新設されたが、この裁判所の設置の経過を明らかにするとともに、その法的性格を検討したい。また、江藤・島らの処分の経過を追つて、その法的性格を検討したい。

二 佐賀の乱の背景と乱に対する政府の対応

(一) 亂前夜の佐賀における地域事情

佐賀の乱が発生するに至った事情はどのようにして醸成されたのか。ここでは、長野謹編著『「佐賀の役」と地域社会』(一九八七年、九州大学出版会)の第二章「明治初期における地方支配の形成と士族反乱」(堤啓次郎氏執筆)に依拠して、佐賀の乱が発生するに至った地域事情についてみていただきたい。

明治維新において薩摩・長州・土佐につづいて重要な役割を果たした肥前佐賀は、廃藩置県後、中央集権的な地方支配体制の確立を急ぐ明治政権にとって、忠順な支持基盤どころか、むしろ地方支配体制の確立にとって障害の多い「難治県」となっていた。「難治県」としての佐賀県が抱えていた問題は、以下のようなものであった。

①佐賀県は、廃藩置県後、一八七二(明治五)年八月にいたつて名称・県域とともに確立し、この間、佐賀に県庁が移転されるまで、県庁が度々移転させられた。そのとともに、県庁機構は、県役人・常備金とともに不足し、また、権令はじめ県首脳も頻繁に交替していた。廃藩置県の事後処理を進め、新県としての統一的な支配体制を形成するとともに、中央政府から頻繁に発せられる新政策を遂行しなければならないにもかかわらず、県政全般にわたる混乱と停滞が続き、県治の機能が十分働かない状況にあった。とりわけ、戸籍の編成事業、地券交付事業は遅延していた。しかも、県庁機構が県役人の多数を占める佐賀県士族によつて事实上占拠されたような事態にあり、中央政府にとつて決して好ましい状況とはみなされていなかつた。

②村落統治の確立も、農民の抵抗にあつて、行き詰まつていた。中央集権的地方支配体制である大区・小区制は、戸籍法に基づいて実施されて後、七二年九月に戸長・副戸長が新設されたことによつて行政制度となり、七三年五月

に機構的に成立した。しかし、大区は細分化されたことによつて財政能力を欠如しており、また、大区・小区制を補完するための一〇人組惣代は、設置が停滞していた。旧藩時代には数件の逃散をのぞき明確な農民の抵抗らしきものがなかつたのであるが、県や区戸長を直接の対象とする収奪反対や末端役員の専断・不正反対闘争、加地子地騒動、庄屋地・居宅騒動、さらに、旧慣据え置きによる旧貢租の継続という苛税に対する不満があつた。それに加えて、一八七三年春からの大規模な旱魃と同年六月に発生した隣県福岡県の三〇万人一揆の影響もあつて、佐賀の人心は多いに動搖していた。

③以上のような状況の中で、一八七三年七月二二日高知県士族岩村通俊が新たに県権令に任命され、中央から派遣された。岩村は赴任とともに、大隈重信と大蔵省の援助を受けつつ、加地子地処分についての第一次令の布達、他県人の県官への採用、区制改革と区役員の改選（大区の合併・大区の執務体制の強化・村落に村長を設置）、民会の設置など県政の諸課題に取り組むことになつた。しかし、緊急性のあつた農民対策に重点を置いた県政の実施は、皮肉なことに、結果として、県の役人に占める佐賀県士族の比重を高めるとともに、士族対策の遅延をもたらした。

こうして、乱前夜を迎えることになつた。士族は、新政府による領有制解体の結果、経済的・社会的・政治的特権を剥奪され、不満を増大させ、抵抗感を強めていた。岩村が権令として赴任した時期の佐賀でも、不満をもつた佐賀県士族の動きが顕著になつていて、なんらかの統制策が必要とされていた。佐賀県士族の象徴的な動きとしては、①県士族の動きが顕著になつていて、なんらかの統制策が必要とされていた。佐賀県士族の象徴的な動きとしては、①経済的不満を背景として、削減された「禄」の復旧を求める卒の活動と、②一八七三年四月ころ上京して、封建復帰を建白した島津久光の動きと連動する、現政権に不満を抱く封建派士族の組織化の動き（かれらは宝琳院に結集し、やがて憂国党となる）があつた。

岩村県政が士族対策に精力を尽くしたという形跡はない。山林・竹木払い下げによる士族土着政策があつたが、こ

の対策は遅延し、効果をもたらさなかつた。しかも、一八七三年春の大規模な旱魃を中心とする自然灾害は、士族土着政策の遅延という形で士族に影響を与えただけでなく、災害の結果としての米価高騰が士族に直接打撃を与えて不満を増大させ、後に、憂国党の小野組襲撃というような士族の行動の素地を準備した。

一八七三年末から翌年はじめころにかけての佐賀県の政治情勢は、すでにみたように複雑で流動的な状況にあつたが、これをさらに激化させたのは、征韓論の県内への浸透と征韓党の結成であつた。これは在野士族の動搖・激化をもたらしたのみならず、県支配機構の内部にまで直接的に波及し、県庁およびかなりの地域の村落支配機構は征韓派の掌握するところとなつた。これに刺激され、憂国党の動きも激化した。

一八七四年（明治七）一月一六日に征韓派は、佐賀元町の小松屋で集会を開催し、当面の方針を決定した。すなわち、①征韓先鋒請願事務所の設置②会場として旧藩校の弘道館を県から借り受けること③県庁機構の掌握、であつた。そして、同夜、一部の者が県参事森長義に弘道館の借り受けを強談して、一時占拠する事態を生じた。また、征韓党の動きに刺激された憂国党は、二月一日に、上京のためと言う口実で、佐賀県の官金取扱を行つていた小野組佐賀出張所に無理な金談を迫り、金を強奪するにいたつた。

（二）乱の勃発と政府の対応

佐賀における征韓党・憂国党の動静は、逐一明治政府の掌握するところであつて、弘道館の占拠、小野組襲撃も即刻電報によって太政官に報ぜられていた。とりわけ、小野組襲撃を伝える一八七四年二月二日付の福岡県電報は、襲撃を征韓党による仕業であると伝えた。ここにおいて政府はいよいよ事態を重視して、その結果、佐賀地方を鎮静するため、以下の措置が取られた。

まず、佐賀県権令岩村高俊を佐賀に派遣した。岩村高俊は、一月二八日付で兄の岩村通俊に代わつて佐賀県権令に

任せられた。⁽²⁾この人事は、岩村通俊県政のもとで十分な効果が現れなかつた佐賀の地方体制確立の仕事を、内務卿大久保に直結する岩村高俊に任せることを意味した。それは、新設された内務省の強力な指揮が入ることと、かなり強引な施策が取られることを暗示していたのである。出発に先立ち、二月四日、岩村は次のような件について委任を太政官から受けた。すなわち、①佐賀県士族による征韓論などを唱えた集会を制止してどのような相談をしたかを糾明してよい③征韓論を唱えて人心を煽動した場合には事態の難易にかかわらずに巨魁を逮捕して糾問してよい④佐賀県士族が建言などといつて多人数で上京したいと申し出た際には制止してよい⑤以上のような趣旨の処分を行つた場合には、佐賀県士族が暴挙した時には兵力を使用して鎮圧してよい。但し、状況次第では、佐賀県士族を召集して鎮圧してもよい。こうして、二月七日、新権令岩村高俊は佐賀に向けて東京を発つた。

さらに、二月七日には、参議兼内務卿大久保利通の派遣が命ぜられた。⁽⁴⁾大久保の派遣にあたつては、六カ条にわたる委任状が太政大臣三条実美から授けられた。⁽⁵⁾委任の内容は、①佐賀県下の凶徒による犯罪が判然としている場合には、逮捕・処刑を行うことは言うまでもなく、状況に応じて、兵力を使用して鎮圧すること。但し、状況に応じて、死刑に処すこと②佐賀以外の県が、方向を誤つて、佐賀県の凶徒を応援するなどの疑わしい挙動を示した場合には、状況に応じて、处分し、兵隊を派遣すること③奏任官以上の県官であつても、方向を失つて、その職を誤る者は、この県官を罷免すること。罷免した者の代りに、随行の官員または当地において人選して、県参事などの心得に任命すること④県官のなかで、鎮静について功のあつた者に対する慰労・褒賞を取り扱うこと⑤臨時に県官へ命令を伝えること⑥適当な機会をみて、出張中の陸軍関係者と協議して、鎮台兵を召集し、または、近隣の諸県より人員を募集すること、であった。

大久保の九州派遣にあわせて陸海軍の派遣準備も進められた。陸軍よりは、陸軍少将陸軍少輔鳥尾小弥太が大阪鎮

台へ、陸軍少将野津鎮雄が熊本鎮台へ、また、陸軍少将山田顯義が九州表への出張を命ぜられた。⁽⁶⁾あわせて、陸軍歩兵二大隊と砲兵一座の派遣が決定された。また、海軍省所管の東艦・雲揚艦・大坂丸が九州へ派遣されることになり、東艦・雲揚艦が大久保利通の指揮下に組み入れられた。⁽⁷⁾さらに、司法省より、権大判事河野敏鎌、大検事岸良兼養、権大検事杉本芳熙、七等出仕井上毅らが、内務省より、少丞武井守正、五等出仕北代正治、六等出仕石井邦猷、同河野通信、七等出仕西村亮吉らが、⁽⁸⁾大久保に随行して九州出張を命ぜられた。二月一四日には、大久保が出張中の間、参議兼文部卿木戸孝允が内務卿の兼任を命ぜられ、⁽⁹⁾大久保の佐賀出張に向けた準備が着々と進められた。大久保らの出発は一四日である。⁽¹⁰⁾

以上のような準備が進むなかで、事態の切迫感を知らせる福岡県権参事や佐賀県出張所からの電報や外国人警護の対策について伺う長崎県からの電報が内務省にあいついで入り、また、二月一三日には、内閣顧問島津久光が願によつて鹿児島へ派遣されるなど、事態は緊迫の度を増していく。⁽¹¹⁾このようなかで、佐賀では岩村高俊が兵を連れて来県するとの風聞が流れ、征韓党の江藤新平と憂国党の島義勇が連携するに至り、両党が二月一三日には決戦態勢に入った。そして、一五日には、岩村高俊が熊本鎮台兵一個大隊を率いて県庁のある佐賀城に入城し、これに対しても、夜半、征韓党・憂国党が攻勢をかけ、戦端が開かれた。⁽¹²⁾

佐賀で戦端が開かれる前後から、政府は、軍事的対応はいうまでもなく、必要な措置を全般にわたって迅速かつ的確に施し、鎮圧のための体制を作り上げていった。二月一七日には以下の措置が取られた。すなわち、広島熊本両鎮台管下の諸県において銃砲弾薬類の売買運送を差止めた。⁽¹³⁾また、同日、官庁側から軍事関係の事件にかかる記事を新聞紙に掲載することを差し止めた。⁽¹⁴⁾ただし、人民が町中の風聞によって新聞記事を掲載するのは自由とされ、取締の対象外とされたことは注目に値する。また、三条太政大臣より各府県の知事県令に対して、佐賀の乱勃発の経過を

説明するとともに心構えを訓示した。⁽¹⁸⁾長崎県では、佐賀に隣接していることから、不穏な動きに対応するため県内の士族から警備兵を募集することにした。⁽¹⁹⁾長崎県内諫早の第四大区戸長らは、佐賀に隣接している地域のため、管内人民の銃砲を会所に取りまとめておいて、緊急事態に対処したい旨の伺を県参事宛に提出した。⁽²⁰⁾情報収集のため、探偵が九州各地に派遣された。この費用として一二〇〇円が支出された。⁽²¹⁾また、各府県から逐一管内の動静が政府に報告された。⁽²²⁾要衝の港湾における船舶の出入りを厳重に取り締まつた。ただし、取調の上不審のないものは、出入を許可した。⁽²³⁾明治七年当時、各国との修好通商条約によつて、外国人に開かれた港は限られていたが、福岡県に対する政府からの金銭を運搬する米国籍の船舶が、非開港地である馬関（今の下関）への入港を許可する措置が取られた。⁽²⁴⁾以上のように、佐賀の乱を鎮圧するために必要な措置が、状況に応じて迅速に手当されて、鎮圧体制が確立されていったのが、政府側の動向の特徴である。

佐賀の乱に対する征討命令は、佐賀県士族が県庁を襲撃して、岩村高俊権県令率いる鎮台兵と戦闘を交わしたこと⁽²⁵⁾を確認してから、二月一九日に、発令された。大久保利通が福岡に到着したのも二月一九日で、政府軍が、進撃を開始したのは二月二〇日である。戦闘は、二二日に朝日山、二三日に中原村および寒水・苦野の両村などであり、佐賀士族は奮戦したが政府軍が勝利して、前線が佐賀に移動しつつあつた。二四日には、江藤新平ら征韓党幹部が戦線を離脱したため、佐賀県士族軍は一挙に崩壊状態となり、三月一日に政府軍が佐賀に入城し、県庁が再開された。これによつて、佐賀県士族による佐賀城攻撃から、開戦二週間で佐賀の乱は鎮圧された。朝日山の戦闘以後、乱に關係した佐賀県士族の捕縛と投降・自首が相ついだ。逃亡した江藤新平と島義勇については、以下のようないくつかの経緯があつた。⁽²⁶⁾三月七日に、佐賀の乱における賊徒の巨魁と認定された江藤新平の御用滞在手当支給が打ち切られた。江藤は、不測の事態に備えて、参議辞任後も東京に滞在するように命ぜられており、これについての手当が支給されていたのであ

る。島は、三月七日深夜に鹿児島で従者とともに捕縛された。⁽²⁷⁾ 三月一四日には、江藤と島の位記が剥奪された。⁽²⁸⁾

乱が鎮定されてからは、後始末の過程が始まった。後始末の主要なものは、以下のように整理されよう。①乱に参加した者の身柄の拘束、逃亡者の捜索と逮捕、捕縛した者の処分など。②政府軍の動員の解除と佐賀県政の正常化、財政的処理、記録の作成、破壊された施設の復旧、戦死者の葬祭、褒賞など。③佐賀の乱で被害にあった人民の救済など。

人民の救済については、地租上納が猶予されたのは言うまでもない。⁽²⁹⁾ さらに、兵火に罹つて家を喪失した者に対する手当が行われた。⁽³⁰⁾ すなわち、兵火に罹つた家族を三等に分類して、賑恤金として、二十円、十五円、十円が下賜された。三等に分類する基準は、家族員数の多寡、家坪の広狭、平素の貧富度であった。家族は、上が八人以上、中が五人以上、下が四人以下とされた。家坪は、上が三〇坪以上、中が二〇坪以上、下が一九坪以下とされ、また、貧富は、上が下、中が中、下が上とされた。そして、一〇円が下賜されたのは、家族が八人以上、家坪三〇坪以上、かつ、下貧の家族であった。一五円が下賜されたのは、家族が五人以上の中の家族であった。一〇円が下賜されたのは、家族四人以下、家坪一九坪以下、かつ、上富の家族であった。⁽³¹⁾ 士族と社寺は一律一〇円で、征韓・憂国両党に加担した家族は除外された。家具・小屋・土蔵などの焼失や、抱屋・抱家に居住する者は、救済の対象外とされた。賑恤金は、家族を代表する戸主に下賜され、総計一四〇六名で、総額一九八四五円であった。内訳は、上等が七六名一五二〇円、中等一〇〇五名一五〇七五円、下等三二五名三二五〇円であった。士族は一二〇名が賑恤金を下賜された。

三 亂後の処理をめぐる「司法上の問題点」について

三月二九日に、高知県甲浦で、江藤新平らが遂に捕縛された。⁽³²⁾ 江藤らは、高知から船で佐賀に送られたが、四月七日、城内に設けられた監獄に入れられた。同行の幹部たちは江藤より前に、それぞれ高知で捕らえられていた。

江藤新平や島義勇などの幹部一二名の裁判は、四月八日と九日の二日で終わり、四月一二日には、断刑伺が出されて、裁決された。判決申渡は翌四月一三日早朝であつた。江藤への判決申渡は、「其方儀朝憲ヲ憚ラズ、名ヲ征韓ニ託シ、党与ヲ募リ、兵器ヲ集メ、官軍ニ抗敵シ、逆意ヲ逞ウスル科ニヨリ、除族ノ上梶首申付ル」であった。島への判決申渡は、「其方儀朝憲ヲ憚ラズ、名ヲ憂国ニ託シ、党与ヲ募リ、兵器ヲ集メ、官軍ニ抗敵シ、逆意ヲ逞ウスル科ニヨリ、除族ノ上梶首申付ル」であつた。江藤と島らの梶首と他の幹部たちの斬首は、刑の申し渡し後、直ちに、佐賀城内で執行された。なお、佐賀の乱に關係する裁判の結果は、以下の通りである。すなわち、梶首二人、斬首一人、懲役一〇年六人、懲役七年一八人、懲役五年一人、懲役三年六二人、懲役二年以下一年半、一年及び禁錮五五人、除族のみ二三九人、免罪一一三七人。なお、征韓・憂国両党の關係者で、謝罪書を提出した者は、六七一四人にのぼつた。

佐賀の乱における事後処理の一環として実施された「賊徒処刑」について、従来、「司法上の問題点」がいくつか指摘されてきた。『日本政治裁判史録・明治・前』（一九六八年、第一法規出版）に掲載されている「佐賀の乱——元參議の梶首——」（大島太郎氏執筆）を参考にすると、問題は、大きく分類して、以下の二点となろう。

- ① 佐賀に設置された裁判所の名称とその性格の問題。
- ② 裁判と処刑の手続にかかる問題。

本論では、まず、佐賀に設置された裁判所の名称とその性格の問題について検討したい。

(一) 「佐賀裁判所」について

「佐賀の乱——元參議の梶首——」が述べる結論は、佐賀の乱平定後、四月五日に設置された「佐賀裁判所」は、「臨時裁判所」(的野半介『江藤南白』、一九一四年)でも「佐賀出張裁判所」(園田日吉『江藤新平伝』、一九六八年、清正社)でもなく、「司法職務定制」でいう府県裁判所に過ぎなかつた。この佐賀裁判所が「國家ノ大事ニ関スル事件」を扱うものとして「司法職務定制」で定められた臨時裁判所(四四条)に等しい役割を果たした、というのである。

佐賀県に裁判所が設置されるに至つた事情は以下のようなものであつた。そもそも佐賀に裁判所が設置されるきっかけは、佐賀に出張していた司法権大判事河野敏鎌と佐賀県権令岩村高俊が、大久保利通に対して裁判所の設置を上申したことにある。⁽³³⁾ その目的は、乱後の佐賀における治安を維持することと、司法と行政の分離を佐賀においても進めることにあつた。この二人の上申を受けて、大久保は、太政大臣あてに、まず三月一八日付の電報⁽³⁴⁾で、さらに、先の河野と岩村の上申書を添付した文書で、裁判所設置を上申した。大久保の上申を受けて、佐賀県裁判所の設置が、太政官正院と司法省の間で協議されることになつた。三月二三日には、大木司法卿名で、三条太政大臣宛に、設置されるべき裁判所で必要とされる人件費および諸費の見積が提出された。そこには、一ヵ年分の総費用と一ヵ月分の明細が記されていた。⁽³⁵⁾ これに対する正院の指令は、二四日付で、佐賀の裁判所は一時出張の裁判所であるから、費用は、一ヵ年分として計算せずに、当分の見込みで計算して再提出するようにとのことであつた。⁽³⁶⁾ これに対して大木はさらに食い下がつた。要するに、佐賀県裁判所を一時的なものとする、出張分と在勤分で経費の出入があつて意外の浪費も生じ、御用済みとなつた時には、引揚げなどで多少の冗費も生じる。したがつて、常設の裁判所を設置して、裁判業務を取り扱わせるほうが合理的である、と主張した。⁽³⁷⁾ ここで大木の言う常設の佐賀県裁判所が、府県裁判所であるのは言うまでもない。しかし、先の正院の指令に従い、再見積もりとして、「佐賀県臨時出張裁判所諸費凡積」が

司法卿から再提出された。⁽³⁹⁾ こうしたやりとりが正院と司法省であつたが、結局、常設の裁判所として佐賀県裁判所を設置することが、四月五日に正院で決定された。

⁽⁴⁰⁾

以上の経緯から判明することは、大久保の上申で設置が提議された裁判所は、佐賀の乱後の治安を維持する一端を裁判業務によつて担任することを期待された府県裁判所としての佐賀県裁判所であつた。しかし、これを、常設のもとのとするか、一時的なものとするかで、太政官正院と司法省の間で意見が分かれたが、結論としては、常設のものとされたのであつた。この佐賀県裁判所に、司法職務定制にいう臨時裁判所の役割を果たさせようというような議論はどこからも出ていない。

(二) 「委任状」について

佐賀の乱関係者の裁判を実施したのは、大久保に随行して、九州に出張した河野権大判事その他の司法官たちであつた。かれらの裁判権限はどこから由来するのか。このことを考へるためには、大久保が九州に派遣されるにあつて与えられた委任状を思い出す必要がある。委任状第一条は、「凶徒犯罪判然タル上ハ捕縛処刑之儀ハ勿論臨機兵力ヲ以鎮圧ノ事 但死刑ト雖モ臨機処分ノ事」というものであつた。この委任状によつて、大久保は、佐賀の乱平定後になすべき戦後処理の一貫として、「賊徒処刑」の件を取り扱つてきた。大久保は、全般的な戦後処理策について、三月一日、岩村通俊・武井守正・石井邦猷らに諮詢しており、かれらは、二日に、諮詢に答えて意見書を提出していいた。⁽⁴¹⁾ このなかでも、「賊徒処分」の件について検討されていた。

しかしながら、三月一四日、征討総督東伏見宮嘉彰が佐賀に入城してから、事情が少し込み入つたものとなつた。征討総督は、征討にあつて兵事に關係する事務を委任させていた。⁽⁴²⁾ そこで、征討総督佐賀到着に際して、大久保は、兵事に關係する事務の一切を総督に引渡した。その際、「賊徒処刑・降伏人始末・貴属隊進退など」に関する事務は、

兵事に關係するものであつて征討總督の權限内のものであるから、これらの事務も總督に引き渡しますと申出たのである。もつとも、以上の事務に関して總督を補佐すると、大久保が言明したのはいうまでもない。⁽⁴⁴⁾そこで困ったのは征討總督であつた。總督宮は、「此節佐賀平定ニ就而者何も御關係無く鎮西御巡回の思召にて当地へ両三日位御滞留直ニ白川県へ御發足の賦にて是非是迄通り内務卿にて取扱候様致度」と答えた。委任の内容をめぐって、總督宮と大久保の間で押し問答が続くことになり、ついに、三月一七日、大久保は太政大臣三条実美に電報を打つた。⁽⁴⁵⁾それは、大久保に対する委任状第一条の「但死刑ト雖モ臨機処分ノ事」も、征討總督の權内に入ると思うが、どうかと問うものであつた。翌一八日、三条は、その通りと答えたが、一九日には、それを取消したのである。そこで、二〇日、大久保は、電報を打ち返した。すなわち、第一条但書も總督の權内と自分は考えている。については、これは重要な事件であるから、説明のため、九州に派遣されている高嶋侍従を東京に派遣するので、かれの説明をよく聞いてから、指図して欲しい。指図があるまでは、第一条但書に関する件は手をつけないでおく、というものであつた。実は、この頃、後に台湾出兵に發展する台湾事件が中央で問題となつており、この問題の処理もあつて、三条と岩倉は、大久保の帰京を切望していた。⁽⁴⁶⁾大久保は、江藤がまだ捕縛されていないし、佐賀の戦後処理も十分終わっていないので、帰京はできないと表明していた。⁽⁴⁷⁾しかも、「賊徒処刑」は、乱が平定されたといつても、總督宮の權限によって、「臨時裁判にて軍律に帰」するものだというやりとりもあつたらしい。⁽⁴⁸⁾結局、この委任状をめぐる權限問題は、以下のよう⁽⁴⁹⁾に決着した。すなわち、①佐賀の乱が平定されたから、征討總督を解任する。②東伏見宮にあらためて、「賊徒等犯罪処刑ノ儀」を委任する。③内務卿大久保は、「賊徒等犯罪処刑ノ儀」につき、東伏見宮の指揮を仰ぐように。この決着の内容は、東京で太政官正院によつて三月二七日に定められたが、總督東伏見宮に、高島侍従より伝達されたのは、四月四日のことであつた。⁽⁵⁰⁾

以上の経過があつて、「賊徒処刑」の事務は、実際には、大久保の指揮下で、河野ら司法官と岩村ら行政官とによつて進められることとなつた。

(三) 裁判と処刑をめぐる問題点

佐賀の乱関係者の裁判と処刑について、前にあげた「佐賀の乱——元参議の梶首——」はつぎのように言う。少々長くなるけれども、以下に引用したい。⁽⁵²⁾

裁判過程からみて、裁判の名に倣しないほどの内容であつたことである。

裁判長は司法大輔につぐ地位にあつたただ一人の司法権大判事河野敏謙（高知）であり、検事は最高の司法大検事岸良兼養（鹿児島）であつた。そして、司法卿大木喬任（佐賀）は直接関与せずに、佐賀出張中の大久保が『実権が全く大久保の胸三寸にある』（的野半介）状態で、裁判、処分を行つた。『江藤南白』は、江藤の処刑が司法権の濫用であるとして、つぎの五点を挙げている。

- 一 摘律が事実審以前に、罪状を究めずに行われたこと
- 二 処分が除族、梶首という極刑であつたこと
- 三 訊問が全く形式的であつたこと
- 四 処刑を急いだこと
- 五 処刑後の処置が惨酷であつたこと

そして、的野半介は、萩の乱と比べて、六〇倍も多人数の一万二千人の裁判が僅かに六日間で終了したことを指摘し、『毫も裁判所の実なく、国事犯の何物たるを度外視し、徒に国家の権力を濫用して虐殺を檀にしたもの』（同書六一〇頁）ときめつけている。」

ここでは、右に引用したような諸点について注意を払いながら、「賊徒処刑」の過程を、検討していきたい。二月二二日の朝日山の戦闘以来、征韓・憂国両党の関係者を中心とした佐賀県士族の捕縛は始まっており、江藤ら首領の捕縛を含めて、これらの連累者の数字は既述した通りのおびただしいものとなつた。さて、ほぼ乱が平定された後、三月一日に大久保より全般的な戦後処理策について諮詢したが、諮詢事項のなかに、「一 賊徒巨魁捕縛之者处分之事 但家族同断 一 同断巨魁以下隊長迄处分之事」⁽⁵³⁾があつた。これに答えて、岩村通俊らがその意見書のなかであげた処分案は左に示す通りである。

「一 賊徒巨魁の者は梶首及其子弟の年十五歳以上の者は禁錮

此禁錮は時勢に依て解放すべし

但婦女小兒は措て不問

一 巨魁に亞く首長の者は斬

一 俗論已に定り而て一時首長たる者は流或は懲役

但遁走就縛者は斬

一 凡士民の兵卒軍務に關わる者は其輕重に依り償金或は除役

但民の枉て賊徒に與する者は措て不問

（以下は「賊徒処刑」に直接関係しないので略した）（大久保利通文書）

また、園田日吉『江藤新平伝』によると、三月一四日に、司法権大判事河野敏鎌が、大久保に対して、「断罪意見書」を提出したという。⁽⁵⁴⁾さて、総督東伏見宮が「征討總督被免」の文書と「賊徒処刑」についての委任状の伝達を受けてから、四月七日には、正式の断罪意見書が、あらためて、河野敏鎌から大久保利通に対して提出された。⁽⁵⁵⁾河野の

断罪意見書を左に引用するが、三月一四日付と四月七日付の両者の異同が明らかになるような形にした。すなわち、三月一四日付にあつたが、四月七日付で削除された文言には、【】印をつけ、四月七日付に新しく書き加えられた文言には□で囲んだ。

〔今般当県下暴挙之〕、逆徒、既ニ鎮定ニ帰、〔属〕シ、巨魁之者共追々拿獲ニ、〔捕〕相就キ
 〔成〕候上ハ、〔者将来屹度懲戒セシムベキノ旨ヲ以ツテ、〕立決、〔ニ〕御處断〔ヲ決シ〕可相成ニ付
 〔、〕予メ右意見可申立、〔ツ可ク〕下命ノ旨奉謹〔拝〕承候、〔。〕窃ニ案ス律令反逆等之〔ノ〕条ヲ不
 被設ハ深キ御趣意モ可有之候得、〔ヘ〕共〔、〕現今逆徒有之上ハ特ニ其罪ヲ処セサ、〔ザ〕ルヲ得ス
 〔ズ〕新律凶徒聚衆条アルモ、〔、〕其所犯ノ大小輕重大ニ径庭アツ、〔リ〕テ、〔、〕敢テ比附援引ス可
 〔ベ〕キニ非ス〔アラズ。〕依テ清律ヲ参考仕候ニ云、〔日〕ク、〔、〕謀反及大逆、〔、〕俱、〔但〕共謀者
 不分首從〔皆陵遲処死云々、謀反但共謀者不分首從〕皆斬トアリ、〔。〕然レドモ各々國体ノ異ナルア
 レハ、〔バ〕亦全ク此ノ律ヲ〔余リ〕引用スルコトヲ得ス〔ズ。〕故ニ、〔依テ〕彼此ノ權衡、〔、〕且
 〔ツ〕方今ノ情勢ヲ斟酌量定、〔、〕仕リ、〔、〕首ハ梶、〔、〕從ヲ三等ニ分チ、〔、〕其ノ重キ者ハ
 斬、〔、〕其ノ軽キ者ハ懲役十年、〔終身、〕其最尤モ輕キ者ハ懲役三十、〔十〕年ト定メ大隊長以
 下都テ一部ノ事ヲ分掌スル者其他異様ノ諸犯に至ルマテ各々情罪ノ輕重ヲ量リ右ノ權衡ニ依リ加減
 シテ其罪ヲ擬シ追テ可經伺ト奉存候、〔、〕其ノ止タ、〔ダ〕附和隨同シテ兵卒或ハ諸般ノ雜役二服
 スル者ノ如キハ懲役百日以下土族ハ破廉恥甚ヲ以テ論除族相当ニモ可有之候得共多衆共犯ハ其首從
 ノ重キヲ罰シ余ハ問ハサルニ置ク是レ律ノ本意タル可キ力已ニ新律凶徒聚衆条内附和隨行ノ者是レ
 マテ無論ノ處近來違令ノ輕重ニ依テ贖罪スルハ畢竟一時ノ流弊ヲ矯メラレ候事カト恐察仕候律ノ時

ニ從テ輕重スル此ノ如シ依テ今般附和隨同ノ如キ者目今ノ情勢ヲ御斟酌相成非常ノ寛典ヲ以一時不
問ニ差置カレ候ヘハ一同其特旨ニ慚感仕却テ懲戒ノ御趣意貫徹可致カト奉存候【（士族ハ除族ニ止
ム）御処断相成候テハ如何御座候哉、】右者一応ノ意見陳述仕候ノミ】。】仍未此上御評議被成下度

【、】伏而【テ】何分ノ定奪ヲ斯レ仰ク【グ。】

明治七年四月七日

権大判事河野敏鎌

内務卿大久保利通殿

この断罪意見書の内容は以下の通りである。①佐賀の乱が基本的に鎮定されたので、巨魁をはじめとして、賊徒を
どのように処分するかについて意見を提出するよう命ぜられたので、ここに意見書を提出する。②新律綱領（明治
三年）と改定律例（明治六年）のいずれにも反逆についての規定がないのは、深い趣意があるのだろうけれども、現
に反逆の徒がいるので、特にその罪を处罚せざるを得ない。③新律綱領と改定律例には兇徒聚衆の条項があるけれども、現
も、両律ともに構成要件が反逆に該当しないし（凶徒聚衆一条は百姓一揆を対象とした規定である）、しかも、その
刑罰は、新律綱領が斬と絞であり、改定律例が最高で懲役十年であつて、今回の事件に対する罪としては軽すぎて、
援引比附できない。④清律には、謀反と大逆は、首従を区別せずに斬とあるが、日本とは国体が違うので引用できな
い。⑤以上の理由から、彼此の權衡と現在の情勢を酌量して、乱の首謀者は、梶（正式には、新律綱領などで規定さ
れている「梶示」にある）、従を三等に分ける。従の三等は、重きは斬、軽きは懲役十年、最も軽きは懲役三年と
する。⑥付和雷同して兵卒あるいは諸般の雜役に従事した者は一時不問とする。

翌四月八日に、右の断罪意見書は、大久保を経て、東伏見宮の裁可するところとなつた。⁽⁵⁷⁾これによつて、佐賀の乱
関係者に適用される刑律が確定した。既述のことく、八日と九日に江藤新平らの裁判があり、大久保らは傍聴した。⁽⁵⁸⁾

裁判における糾問の後、江藤らに対する個別の罪刑を確定する擬律が行われ、一二日に、擬律の通りに断刑してもよいかとの伺が河野より大久保宛に行われた。四月一三日に判決の申渡しがあって、即刻、江藤らは処刑された。⁽⁵⁹⁾

ここで、以上の既述をふりかえりながら、的野半介が『江藤南白』で指摘する司法権の濫用とする五点について検討したい。

①「擬律が事実審以前に、罪状を究めずに行われたか」。刑律を確定する河野の断罪意見書は裁判（八・九日）以前につくられたが、個別的な罪刑の確定たる擬律は裁判以後である。

②「処分が除族、梶首という極刑であつたか」。明治七年当時の刑法である新律綱領と改定律例に照らすと、確かに、梶首（正式には梶示）は極刑であった。

③「訊問が全く形式的であつたか」。江藤新平に対する糾問は、四月八日と九日の二日間であったが、⁽⁶⁰⁾ 事実関係をふりかえるとこれが形式的であつたとはいえない。というのは、佐賀の乱が内乱であることは疑いのない事実であつた。二月一三日の「決戦之議」⁽⁶¹⁾にある「とく、征韓党が長州の例にならつて兵をあげたことは紛れもない事実である。江藤の取つた行動は、軽率であるし、内乱の首魁とみなされても仕方がない。征韓論に敗れて、参議を辞任した際、佐賀に帰れば不測の事態が充分に予想されたので、江藤は東京に滞在せよとの命令をうけていた。しかし、江藤は、板垣退助らの説得にもかかわらず佐賀にあえて帰った。しかも、佐賀に帰るや征韓党の党首に祭り上げられ、「決戦之議」を起草し、岩村高俊率いる鎮台兵を佐賀城に攻めて以来、江藤は征韓党によつて組織された軍の本營にあつた。しかも、内乱において、正義は勝者にあり、敗者が「賊徒」と断定されるのは世の常である。それゆえに、糾問が二日で終わつたとはいえ、江藤の裁判が全く形式的であつたとは言えない。

④「処刑を急いだか」。判決申渡し後に、即刻処刑することは、律令的刑罰体系においては、当たり前のことであ

る。ただし、二日で終わった裁判そのものは、急がれたといえようが異常ではない。

⑤「処刑後の処置が惨酷であったか」。梶首は惨酷な刑であろうが、梶首によつて首が晒されることは、刑にともなう当然の結果である。

以上、検討してみると、当時の刑罰体系が律令的刑罰体系であったことを前提にすれば、佐賀の乱に関する裁判が既述のような経過を見るのは、全体としては当然のことであつて、行き過ぎとは言えない。確かに、明治以降の西洋をモデルとする日本の近代化の一環である近代的な法制度を念頭に置くと、佐賀の乱の裁判は、的野半介が『江藤南白』で指摘する通りであろう。しかし、佐賀の乱があつた一八七四（明治七）年は、日本の刑罰体系が律令的刑罰体系をとつていたことを忘れてはならない。「近代法治国家にあるまじき、梶首の極刑」という表現が妥当するとはいえない。

四 むすび

以上述べてきたように、大久保は、なぜ、佐賀の乱処分において、裁判を急ぎ、律令的刑罰体系における極刑を科したのか。

第一に、それは、佐賀の乱がもつっていた性格にある。明治六年一〇月の征韓論による政変以前の士族反乱は、時代の急展開についていけない攘夷派あるいは不平分子による小規模なものであつた。だが、征韓論破裂は、政権中枢にあつた人々を、在朝と在野の二派に分裂させ、それによつて、来るべき土族反乱を、要求、組織、運動のあらゆる面からみて本格的で大規模なものとした。その最初の反乱が、佐賀の乱となつてしまつたのである。西郷が隠棲する薩

摩その他の反政府士族の全国的な動向を考えると、佐賀の乱の鎮圧を急ぎ、処分を急いで極刑とすることは、佐賀の乱が近隣に飛び火して拡大することを抑え、反政府士族に対して圧力を加える上で、ある意味では、やむを得ない措置であつたといえよう。私は、佐賀の乱処分に大久保の「私怨」があつたとは思わないのである。佐賀藩出身の司法卿大木喬任を佐賀に派遣しなかつたことは、むしろ、大久保の抑制を感じるのである。

第二に、台湾問題を抜きにすることはできない。岩倉・三条から大久保宛の書状にみられるように、佐賀の乱の中から、台湾問題が、政治・外交問題として浮上していた。台湾に漂着した琉球漁民が台湾原住民によつて殺害された事件が、このころ大問題となりつつあつた。台湾問題の処理は、台湾への出兵という展開を後に見せるのであるが、これを処理するためにも、大久保の東京復帰が焦眉の問題となつてゐた。このことが、佐賀の乱処分が急激な展開を見るに至つた第二の原因である。

- (1) 二月二日午後八時に発せられたこの電報の本文は、「サガケン カンゾク テラニアツマリ セイカン ロンヲ サカン ナリトナエヒビニイキヲイサクヤヲノグミニ セマリ テタイ ノコラズ ニゲサリタリ」というものであつた(『公文録』明治七年 「佐賀征討始末」一 「貴属集団ノ儀福岡縣電報」二)。
- (2) 『公文録』明治七年 「佐賀征討始末」一 「岩村通俊外補高俊へ縣權令」一
- (3) 『公文録』明治七年 「佐賀征討始末」一 「岩村権令赴任ニ付臨機処分并貴属召募等數條伺」六
- (4) 『公文録』明治七年 「佐賀征討始末」一 「大久保内務卿九州へ出張ノ御達 附出張届」八)。
- (5) この委任状の原文は、左の通りである。

参議兼内務卿大久保利通

「佐賀県下凶徒暴動之報有之、為鎮靜出張被仰付候に付 左之件々 御委任候事
一凶徒犯罪判然タル上ハ捕縛処刑之儀ハ勿論臨機兵力ヲ以鎮圧ノ事

但死刑ト雖モ臨機処分ノ事

一他県之方向ヲ誤リ凶徒ニ応援等疑挙動有之候ハ、臨機処分兵隊ヲ分配之事

一県官奏任以上ト雖モ方向ヲ失シ其職ヲ誤ル者ハ之ヲ免黜シ隨行官員又ハ其他人撰ヲ以テ參事等心得申付候事

一県官中衆ニ超ヘ尽力奏功候者へ一時ノ慰労褒賞等取計候事

一臨時県官へ命令ヲ伝ヘ候事

一時機ニ応ジ陸軍出張官員へ協議シ鎮台兵ヲ招キ又ハ最寄県々ヨリ人數ヲ召募候事

明治七年一月一〇日

太政大臣三条実花押『公文錄』明治七年 「佐賀征討始

末」一 「同上三付委任状」九

(6) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「鳥尾少將外二人出張ノ儀陸軍省往復」十三

(7) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「歩砲兵等出張ノ儀同省伺」十四

(8) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「東雲揚両艦廻艦ノ儀内史伺」十五

(9) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「河野大判事外十一人出張届」二十一

(10) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「河野大判事外十一人出張届」二十一

(11) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「木戸參議内務卿兼勤ノ御達」十八

(12) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」一 「大久保内務卿九州へ出張ノ御達 附出張届」八

(13) 福岡県権參事からの電報は、二月九日付で、佐賀県の征韓党は元の藩校に、封建党（福岡県権參事は、憂国党をこのよう^に称している）は宝琳坊に、それぞれ結集し、合計して二五〇〇人であり、また、佐賀參事（森）は、五日夜に逃げたと報じている。佐賀県出張所からの電報は、二月一二日付のものであり、その内容は二つの電報を紹介するものであった。一つは、七日付の電報で、土族が小野組を襲撃したのは事実か、また、森參事は出発したかを、佐賀県に問い合わせたも

- の。二つは、九日付の電報で、小野組を襲撃した土族は一二名で、また、森参事は出張したとの県からの回答であった『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「福岡縣其他ヨリ電報九條」十七。
- (14) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「島津内閣顧問鹿児島縣へ被遣候儀御達 附竹内権大侍医隨行ノ儀宮内省届」十六
- (15) 佐賀で戦端が開かれたことは、福岡県権令山根秀介から一六日午後一〇時五分発の電報で、大蔵省と内務省に早速報ぜられた。この電文は、「クマモト、チンドイト、サカ、カンゾクト、サクヤハニヨリ、ハイタンヲ、ヒラキタリ」というもので、一六日午後一二時三五分に着信した(『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「内務省其他ヨリ電報四條」廿三)。
- (16) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「銃砲弾薬類売買差止ノ儀陸軍省伺」廿四。
- (17) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「軍事ニ涉ル条件新聞紙掲載差止ノ儀同上」廿五。
- (18) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「各府縣長官心得方内達」廿六。
- (19) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「募兵等ノ儀長崎縣届」廿八。
- (20) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「大蔵省其他ヨリ電報二條」廿九。
- (21) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「正院探偵費金ノ儀ニ付左院伺」卅三。
- (22) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」二「管内景況大阪府届」四十。
- (23) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」二「航海免状渡方外務省伺」四十一。
- (24) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」二「同上ニ付外国船未開港ヘ差廻方同上」五十六。
- (25) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」一「征討公布ノ儀内史伺」廿四。
- (26) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」三「江藤新平御用滯在御手当支給不及儀大蔵省へ達」七十四。
- (27) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」三「大山鹿児島縣権令届書内務卿上報」八十二。
- (28) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」三「江藤新平外一人位記被褫候儀府県へ御達」八十七。
- (29) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」三「地租上納御猶豫縣官申牒ニ付内務卿上申」九十四)
- (30) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」四「兵火ニ罹リ候者へ賑恤ノ儀」百。

(31) 賑恤金は、上等二〇円、中等一五円、下等一〇円の三等級に分類されたが、上中下の基準にうまく該当しない家族については、変則的な取扱が設けられた。それは以下のように例示された。すなわち、上等にあたる二〇円を、家族・家坪・貧富の三者に分割すると、六円六六錢六厘となる。家族と家坪が上等で、貧富が下等の場合、一六円六六錢六厘となり、四捨五入して中等とし、結局一五円を下賜した。また、二項目が中等で、一項目が下等に当たる時は、一三円三三錢三厘となり、四捨五入して中等とし、結局一五円を下賜した。ちなみに、右の計算を解説しておきたい。すなわち、上等二〇円を三分割すると、六円六六錢六厘となり、中等一五円を三分割すると、五円となり、下等一〇円を三分割すると、三円三三錢三厘となる。家族と家坪の二項目が上等で貧富が下等とすると、六円六六錢六厘を二倍して一三円三三錢三厘となり、これに三円三三錢三厘を加えると、一六円六六錢六厘となる。

(32) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」五「野津少將其他ヨリ電報五條」百十四。

(33) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」五「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」百十六。

(34) 電報の原文は左の通である。

電報 三月十八日

佐賀出張内務省ヨリ正院御中

トウケンエ。キウニ。サイバンショヲカレタク。ソノ。カンイン。サシコサレタシ。イサイワ ユウビンニテ ジョウチ
ンス

『公文録』明治七年「佐賀征討始末」五「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」百十六)

(35) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」五「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」百十六。

(36) 司法卿大木喬任の文書は左の通である。

佐賀縣へ裁判所被設云々二付同

今般佐賀縣二裁判所御創建有之度旨大久保内務卿ヨリ上申相成候段同所出張河野権大判事ヨリ申越候就而者御着手相成儀ニ候得者於當省被遣候官員一時派出之旅費及裁判所建築費之入費ヲ除キ判事検事以下在勤官員月給諸費凡積別紙之通取調差出候間速ニ御裁下相成候様致度此段相伺候也

明治七年三月廿三日

三条太政大臣殿

司法卿大木喬任

伺之趣裁判所之儀ハ全ク当分ノ見込ヲ以旅費宿代雜費共明細取調至急可申出事
明治七年三月廿四日

佐賀縣裁判所諸費見積

壱ヶ年金三万式百五拾五円也

一 金式千五百式拾壘円式十五錢

一ヶ月分

内訳

金千三百三円也

月給

金七百拾七円五十錢也

旅費

金八十五円七十五錢也

官員宿代

金四百十五円也

法費

金一千一百五十五円也

裁判所設置之儀内務卿並司法省上申

〔37〕 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 五 「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」 百十六。

〔38〕 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 五 「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」 百十六。

〔39〕 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 五 「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」 百十六。

〔40〕 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 五 「裁判所設置之儀内務卿並司法省上申」 百十六。

- 〔41〕 日本史籍協会編『大久保利通文書』五（一九二八年年初版、一九六八年覆刻、東京大学出版会）、「八一二五 佐賀の乱平定後 の處置案」、三七七（八〇頁）。
- 〔42〕 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 二 「總督外一人（御委任狀）」 六十四

- (43) 征討總督が佐賀に到着した（三月十四日）ので、兵事に関渉する事務を悉皆總督に引き渡したことの報告（大久保から三条へ）。『公文錄』明治七年「佐賀征討始末」二「同上二付内務卿へ兵事ニ關スル條件ノ儀御達案内史伺」六十五)
- (44) 『大久保利通文書』五、「八四一」三条・岩倉両公への書翰明治七年三月十九日」、四二四～四二五頁。
- (45) 『大久保利通文書』五、「八四二」野津鎮雄への書翰明治七年三月十九日」、四二九～四三〇頁。
- (46) この電報の原文は左の通り。
- セイトウノ、ミヤ、ヲゲコウニ、ツキテハ、サングワツ、イチニチ、ヲタツシ、ニテ、ワタクシ、ゴイニンヂョウノ、ウチ、ダイ、イチカジヤウノ、タダシガキモ、ミヤノ、ゴケンナイン、コトト、ゾンズル、スマヤカニ、イナヤノ、ゴヘンジヲ、マツ、
- この電報を含めて、一連のやりとりは、『公文錄』明治七年「佐賀征討始末」四「内務省その他より電報六條」百一『大久保利通文書』五、注46所載の八四一の参考「三条・岩倉両公より大久保への書翰明治七年三月七日」、四二七～四二八頁。
- (47) 『大久保利通文書』五、注46所載の八四一の参考「三条・岩倉両公より大久保への書翰明治七年三月七日」、四二七～四二八頁。
- (48) 注44所載書翰。
- (49) 注45所載書翰。
- (50) 『公文錄』明治七年「佐賀征討始末」四「二品親王東伏見嘉彰征討總督被免並山縣中將外一人參軍被免親王へ處刑御委任等ノ儀御達」百一
- (51) 『公文錄』明治七年「佐賀征討始末」五「高嶋侍従番長ヨリ親王へ御帰京ノ儀上達候旨内務卿上申」百十七。
- (52) 三五五～五六頁。
- (53) 注41所載文書。
- (54) 園田日吉『江藤新平伝』二八八頁。この三月一四日付の「断罪意見書」は『公文錄』にも『大久保利通文書』にも掲載されていないし、園田『江藤新平伝』は史料の典拠を明記しないので確かめようもないが、とりあえず実在したものとしておく。なお、この史料が『江藤新平伝』に掲載されるにあたって、「得ス」が「得ズ」とされるなどの変更が加えられた可能性が高いと推測される。

(55) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」五「江藤新平始處刑濟并擬律共同上」百廿五。この四月七日付の正式の断罪意見書は、園田『江藤新平伝』と「佐賀の乱——元參議の梶首——」のいすれにも引用されていないが、これと三月一四日付の断罪意見書との関係については、四月七日付が正式のものであると指摘しておきたい。なお詳細な経緯は今後の検討に委ねたい。

(56) 明治初期の律令系刑法には、仮刑律・新律綱領・改定律例があった。仮刑律には、「八虐」（律の冒頭部分に置かれ、反逆罪など、高貴な身分であることを理由とした特典や恩赦がみとめられず、厳しく扱われた八種類の重要な犯罪）と「六議」（律の冒頭部分に置かれ、皇族であるなど、律の適用において特典をうけることができる六種類の資格）が、さらに、「賊盜律」に「謀反・謀大逆・謀叛」が規定されていた。しかしに、明治三年一二月に制定・施行された新律綱領では、「八逆・六議」が削除され、「賊盜律」からは「謀反・謀大逆・謀叛」が削除された。明治六年六月公布の改定律例も同様であった。そして、新律綱領・改定律例が、佐賀の乱が発生した際の現行刑法であった。新律綱領・改定律例の編纂の経緯については、藤田弘道氏の『新律綱領・改定律例編纂史』(一九〇〇年、慶應義塾大学出版会)が詳しい。氏によると、編纂当初にあつては、「八逆・六議」も、「賊盜律」中の「謀反・謀大逆・謀叛」も規定されていた。しかし、明治三年九月一九日に、太政官が、刑部省の同に対し、「八逆・六議」の規定を削除するよう指令した。また、その後の草案審査の過程で、「賊盜律」中の「謀反・謀大逆・謀叛」の規定が、副島種臣による「本邦ニ於テハ、皇統連綿トシテ古來社稷を危クシタル者ナシ、是レ不祥ナレハ速カニ削除スヘシ」との言によって、草案から削除されたと後日の起草関係者によつて証言されている。さらに、明治三年閏一〇月には、律に正条のない犯罪の取扱について、刑部省の同にしたがつて、太政官は以下のように決定した。すなわち、死罪は、事例毎に太政官に擬律を定めて奏聞する、また、流罪以下の罪については、刑部省で他律を援引断定して、断定の事例が一定数になった段階で、太政官に報告する。これは、「断罪無正条」規定の運用指針といえる。なお、新律綱領の編纂にかかわる議事録が現時点では見出されていないなど史料上の困難があることも、藤田氏の認められているところである。

(57) 『公文録』明治七年「佐賀征討始末」五「江藤新平始處刑濟并擬律共同上」百廿五。

(58) 日本史籍協会編『大久保利通日記』二、一九九七年、北泉社、二五六~七頁。

- (59) 『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 五 「江藤新平始處刑濟并擬律共同上」 百廿五。江藤らの檢屍書は、『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 六 「大久保内務卿上奏」 百三十一。
- (60) 江藤新平の調書は、『公文錄』明治七年 「佐賀征討始末」 六 「大久保内務卿上奏」 百三十一。
- (61) 園田 『江藤新平伝』 二三八～二九頁。

